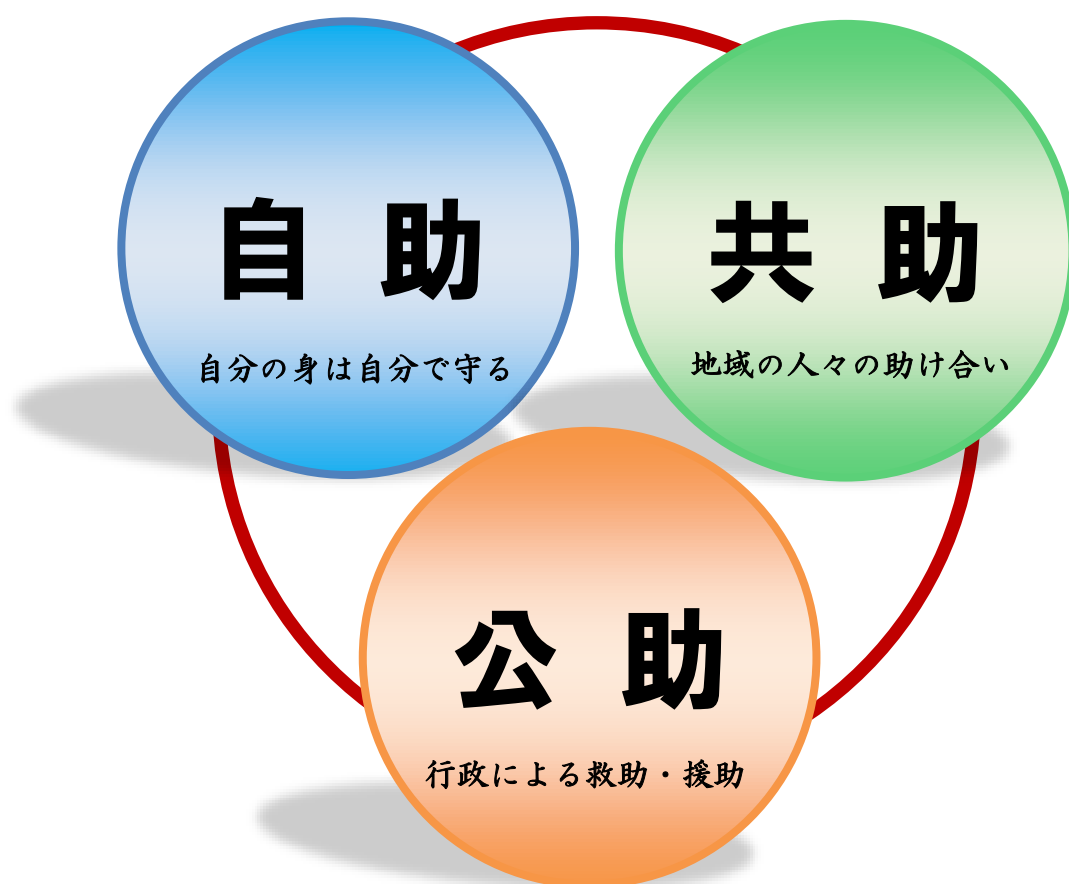


坂出市地域防災計画

地震・津波対策編

(令和7年2月修正)



坂出市防災会議

第3編 地震・津波対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	2
第2節 被害想定（地震・津波）	5
第2－2節 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）および被害想定（第一次報告）（抜粋）	9
第3節 地震・津波防災対策目標	13
第4節 南海トラフ地震の特徴および対応方針	20
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	22
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針	31
第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	34
第2章 災害予防計画	36
第1節 津波災害予防計画	37
第2節 火災予防計画	39
第3節 避難体制整備計画	41
第3章 災害応急対策計画	50
第1節 活動体制計画	51
第2節 地震、津波情報等伝達計画	67
第3節 消防活動計画	78
第4節 避難計画	80

第1章

総 則

第1節 目的

「坂出市地域防災計画」(以下「市計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、坂出市(以下「市」という。)の住民生活に影響をおよぼすおそれのある自然災害および事故災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に関し、市、香川県(以下「県」という。)、防災関係機関および住民等が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

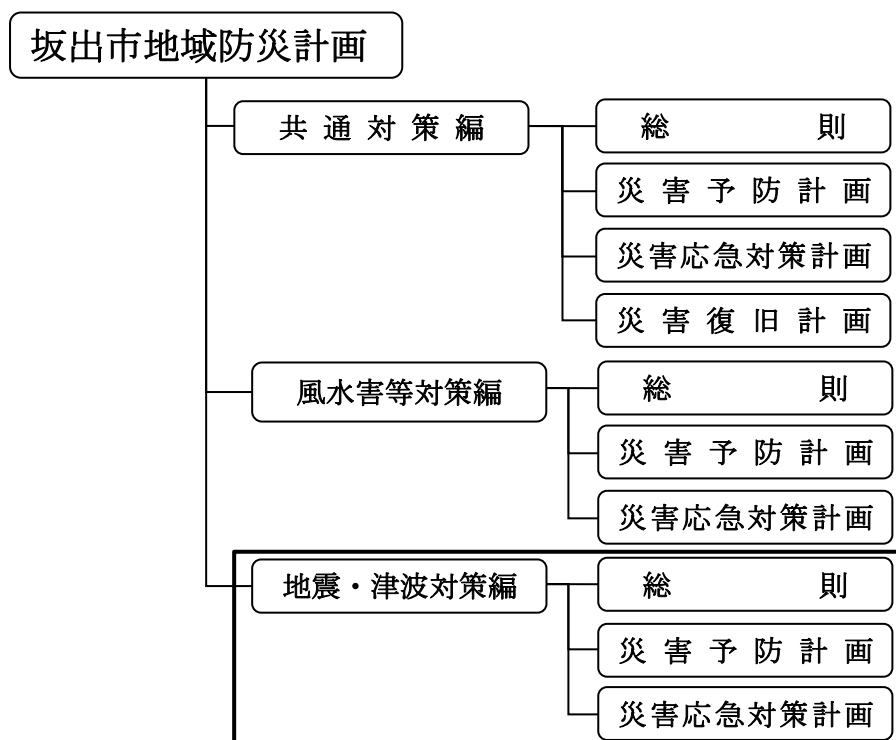
また、市計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものとし、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

1 市計画の構成

災対法第42条の規定に基づき、坂出市防災会議(以下「防災会議」という。)が策定する市計画は、この「地震・津波対策編」のほか「共通対策編」および「風水害等対策編」の3編で構成する。

地震・津波対策編には、地震・津波に関する対応を記載しており、地震・津波対策編を活用する場合は、あわせて共通対策編を活用する。

地震・津波対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画を各章としている。



また、項目によっては市が実施する事項以外の県等関係機関の災害予防および災害応急対策、災害復旧計画も併せて記載している。

なお、節ごとに担当する部課等を示すが、記載順については、第3章第1節「活動体制計画」の【別表2】の順に記載している。また、必要に応じて項目ごとに担当する部課室等を記述しているが、主担当以外の部課室を省略している。

2 坂出市強靱化計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、坂出市強靱化計画の基本目標である、

- (1) 市民の命を守る
- (2) 市と地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する
- (3) 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興体制整備を行う
- (5) 香川県の防災拠点の一つとして役割を果たす

を踏まえ、この計画の作成およびこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

市計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画および「香川県地域防災計画」(以下「県計画」という。)を基準として、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。特に、県、県警察本部、高松海上保安部(坂出海上保安署)その他関係機関の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関しては、県計画から引用するものとする。

水防法(昭和24年法律第193号)第32条第1項に基づく「坂出市水防計画」を変更する場合、および離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第3項に基づく本市に係る「離島振興計画」の案を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

4 災害の想定と防災計画作成の基礎資料

市計画は、県計画において想定された災害、または過去の災害による被害等を基に、本市の気象、地勢、地質、その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し作成した。

5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関および住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め、災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 市計画の周知徹底

市計画は、市職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるものとする。

7 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自分で守る「自助」、自らの地域は地域住民が助け合って守る「共助」が特に重要であり、それらが行政による「公助」との連携および協働のもと、災害の種類や規模に応じて、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせるなど、多様な視点を反映した防災対策を実践する必要があるため、市計画のうち特に必要と認める事項については、住民にも広く周知し、住民すべてによる防災対策の推進を図るものとする。その際、災害

時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視して対策することが重要である。

また、市は、自らの防災対策の実施状況の定期的な点検・県への報告を通し、取り組むべき課題を明らかにするとともに、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号)に規定される県民防災週間等の機会を捉え、住民等に対し防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

- (1) 住民は「自らの命は自ら守る」意識を持って、住民自らの判断で避難行動をとり、市は、それを全力で支援するという住民主体の取り組みを推進します。
- (2) 住民が留意すべき事項
 - ① 市が住民一人一人の状況に応じた避難情報を提供することは困難です。
自然の驚異が間近に迫っているとき、市が一人一人を助けに行くことはできません。
 - ② 市は万能ではありません。住民自らの命を市に全て委ねてはいけません。
 - ③ 避難するかしないか、最後は住民の判断です。自らの命は自ら守るしかありません。
 - ④ 今、避難しなければ自分や家族など大事な人、避難支援関係者などの命が失われるという意識を忘れてはいけません。
 - ⑤ 自然災害は決して他人ごとではありません。
気象現象は、今後更に激甚化し、いつ、どこで大規模な災害が発生してもおかしくありません。
 - ⑥ 災害に関心を持ってもらいたい。
避難の呼びかけ、一人では避難が困難な人への援助等、住民相互に助け合う気概が重要です。

8 市計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮りこれを修正するものとする。なお、軽微な修正についてはこの限りではない。

第2節 被害想定（地震・津波）

県は、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフの巨大地震の被害想定（推計）で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、本県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直しを進めており、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位および浸水域等の推計結果を、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、地震発生直後の人的・物的被害予測を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間経過による被害推移を示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位および浸水域等の推計を見直し、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

なお、中央構造線および長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成23年2月18日）および「長尾断層帯の長期評価」（平成17年1月12日変更）を地震動予測のモデルとしている。

1 前提条件

本県に大きな被害をおよぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフで発生する地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

2 想定地震

(1) 想定地震1：南海トラフで発生する地震（最大クラスのもの）

本県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね90～150年ごとに繰り返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

(2) 想定地震2：南海トラフで発生する地震（発生頻度の高いもの）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、(1)の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

(3) 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）で発生する地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。

(4) 想定地震4：長尾断層で発生する地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。

3 地震動予測結果

- (1) 想定地震1：南海トラフで発生する地震(最大クラスのもの)
 - ① 県内の震度は、5強～7になると予測され、坂出市では、5強～6強と予想された。
 - ② 平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあり、観音寺市、東かがわ市および三豊市のごく一部で震度7と予測された。
- (2) 想定地震2：南海トラフで発生する地震(発生頻度の高いもの)
 - ① 県内の震度は、4～6弱になると予測され、坂出市では、5弱～5強と予想された。
 - ② 島しょ部(小豆島)の一部で震度4、島しょ部・山地および中讃で震度5弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市および東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。
- (3) 想定地震3：中央構造線(讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部)で発生する地震
 - ① 県内の震度は、4～7になると予測され、坂出市では、5弱～6強と予想された。
 - ② 中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市および三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島しょ部等で震度5弱、島しょ部の一部で震度4と予想された。
- (4) 想定地震4：長尾断層で発生する地震
 - ① 県内の震度は、4～6強になると予測され、坂出市では、4～6弱と予想された。
 - ② 長尾断層に近い高松市、三木町およびさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

4 津波予測結果

- (1) 想定地震1：南海トラフで発生する地震(最大クラスのもの)
 - ① 地震発生直後の海面に±20cmの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港(観音寺市)で約4分であり、坂出港(中央埠頭地区)においては、約13分後となった。
これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるためで、他の港でも同様である。
 - ② 県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mとなった。
 - ③ 市町別の最高津波水位(津波波高+満潮位等)は、約2.2～3.8mとなり、高松市、観音寺市など県内8市町で3mを越える。坂出市での最高津波水位は、約2.8mとなった。
 - ④ 浸水面積は、香川県全体で約69.8km²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は55.6km²である。
市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると、高松市が12.7km²と大きく、次いで坂出市となっている。
- (2) 想定地震2：南海トラフで発生する地震(発生頻度の高いもの)
 - ① 市町別の最高津波水位(津波波高+満潮位等)は、約2.3～3.2mとなった。3.2mとなったのは、観音寺市であり、坂出市は2.6mとなった。
 - ② 浸水面積は、香川県全体で約10.9km²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は7.2km²である。
市町別では、高松市が約2.2km²、次いで坂出市およびさぬき市の約2.1km²、小豆島町、三豊市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると、さぬき市が1.6km²と大きく、次いで坂出市となっている。

5 被害予測結果

第二次公表によると、南海トラフで発生する地震(最大クラス)による香川県での死者は6,200人、負傷者は19,000人、避難者は199,000人と予測され、坂出市では、死者290人、負傷者840人、避難者は21,400人と予測された。

また、物的被害として、香川県で全壊・焼失する建物が35,000棟、上水道の断水率78%、停電率は99%と予測され、坂出市では、全壊・焼失する建物が1,500棟、人口の78%にあたる43,000人が断水し、97%にあたる32,000軒が停電すると予測された。

(1) 想定地震1：南海トラフで発生する地震(最大クラスのもの)

- ① 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、35,000棟であった。
- ② 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で5,000棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で1,000棟以上となっており、揺れによる全壊棟数は観音寺市で5,000棟以上、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町で1,000棟以上と予測された。
- ③ 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で300棟以上、地震火災による焼失棟数は観音寺市、東かがわ市、三豊市で1,000棟以上と予測された。
- ④ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は6,200人、負傷者数は19,000人であった。
- ⑤ 死者数は、高松市、丸亀市、さぬき市で1,000人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で1,000人以上と予測された。なお、津波による死者数は全体の7割を占め、丸亀市、さぬき市で1,000人以上と予測された。

(2) 想定地震2：南海トラフで発生する地震(発生頻度の高いもの)

- ① 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,300棟であった。
- ② 全壊棟数は、高松市で840棟、東かがわ市で420棟、さぬき市、坂出市、三豊市、観音寺市で100棟以上と予測された。
- ③ 県全体での人的被害が最も多くなる夏12時での死者数は120人、冬深夜での負傷者数は1,200人であった。

(3) 想定地震3：中央構造線(讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部)の地震

- ① 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、30,000棟であった。
- ② 全壊棟数は、高松市で6,800棟、観音寺市で9,100棟、東かがわ市、三豊市で4,000棟以上と予測された。
- ③ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は1,400人、負傷者数は12,000人であった。
- ④ 死者数は、高松市で330人、観音寺市で460人、東かがわ市で240人、三豊市で200人と予測された。

(4) 想定地震4：長尾断層の地震

- ① 県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,000棟であった。
- ② 全壊棟数は、高松市で1,200棟、坂出市、東かがわ市、三木町で100棟以上と予測された。
- ③ 県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は40人、負傷者数は1,300人であった。

【想定被害結果総括表：県全域】

	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	(最大クラス)	(発生頻度の高いもの)		
全壊・焼失棟数	35,000 棟	2,300 棟	30,000 棟	2,000 棟
死者数	6,200 人	120 人(夏 12 時)	1,400 人	40 人
負傷者数	19,000 人	1,200 人	12,000 人	1,300 人
断水人口(断水率)	763,000 人(78%)	226,000 人(23%)	622,000 人(63%)	205,000 人(21%)
停電軒数(停電率)	587,000 軒(99%)	88,000 軒(15%)	486,000 軒(82%)	153,000 軒(26%)
避難者(避難所)	119,000 人	35,000 人	27,000 人	2,400 人
避難者(避難所外)	80,000 人	24,000 人	18,000 人	1,600 人
直接経済被害額	3 兆 4,000 億円	3,600 億円	2 兆 1,300 億円	3,700 億円

【想定被害結果総括表：坂出市】

	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	(最大クラス)	(発生頻度の高いもの)		
全壊・焼失棟数	1,500 棟	190 棟	810 棟	170 棟
死者数	290 人	わずか	20 人	わずか
負傷者数	840 人	30 人	430 人	60 人
断水人口(断水率)	43,000 人(78%)	9,000 人(17%)	33,000 人(61%)	11,000 人(20%)
停電軒数(停電率)	32,000 軒(97%)	120 軒(わずか)	26,000 軒(79%)	8,400 軒(25%)
避難者(避難所)	13,000 人	3,900 人	1,000 人	170 人
避難者(避難所外)	8,400 人	2,600 人	690 人	120 人
浸水面積(1cm 以上)	1,101ha	205ha	-	

6 減災効果

- 全ての建物の耐震化を実施
- 家具類の転倒・落下防止対策を実施
- 津波避難の迅速化

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難※ あるいは 避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

※ 出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目および手法の概要」（中央防災会議）より抜粋

※ 切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

(1) 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、約 76% (平成 23 年 10 月現在) となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 11 分の 1 に、それに伴う死者数は約 15 分の 1 に軽減される。

(2) 家具類の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 13% (平成 24 年 10 月県政世論調査) となっている。この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100% になれば、死者数は約 23 分の 1 に軽減される。

(4) 直接経済被害額の軽減

建物の耐震化率が 100% となれば、直接経済被害額は、約 2 分の 1 に軽減される。

第2-2節 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告および被害想定（第一次報告）（抜粋））

平成24年3月31日に、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」から南海トラフによる最大クラスの震度分布・津波高(50mメッシュ)の推計結果が、平成24年8月29日に、津波高(10mメッシュ)・浸水域等の推計結果(第二次報告)、および中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」から建物被害、人的被害の推計結果(第一次報告)が公表された。

1 「最大クラスの地震・津波」への対応の基本的考え方

(1) 最大クラスの地震・津波の性格

- ① 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震・津波を推計したものである。
- ② この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

(2) 「最大クラスの津波」をどのように受け止めるべきか

- ① 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、今回示される「最大クラスの地震・津波」であるというものではない。
- ② 東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、この最大クラスの津波への対応を目指す必要がある。
- ③ しかしながら、この地震・津波の発生頻度は極めて低いものであり、過度に心配することも問題である。最大クラスの津波の高さや津波到達時間が、実際に避難するにあたって厳しいものであるからといって、避難をはじめから諦めることは、最も避けなければならない。なぜなら、最大クラスの津波に比べて規模が小さい津波が発生する可能性が高いにもかかわらず、避難を諦めることで、助かる命を落としかねない。
- ④ これまで取り組んできた避難訓練などが無意味になるものではなく、条件が厳しくなったと受け止め、「非常に大きな津波が起これらうということ」を念頭に置き、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人ひとりがしっかりと認識する必要がある。

(3) 津波対策

中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ中間報告」において、次に事項が取りまとめられた。

- ① 素早い避難は最も有効かつ重要な津波対策であること。
- ② 津波による人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること。
- ③ その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は全て素早い避難の確保を後押しする対策として位置付けるべきものであることとされているところである。国および関係公共団体等は、最大クラスの地震・津波に対して被害を減ずるため、これらの報告で示された地震・津波対策を速やかに具体化し、推進する必要がある。

主な津波対策を以下に示す。

- ア 「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」を徹底する。
- イ 津波避難に関する多様な情報伝達手段を整備する。
- ウ 海岸堤防等は、施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備を図る。

- エ 避難場所・避難施設、避難路・避難階段、津波避難ビルなど、安全な避難空間の確保を図る。
- オ 施設の配置見直し、住居等の高台移転、土地利用計画の策定など、津波に強い地域構造を構築する。
- カ 津波避難に関する新たな施設・装備等の技術開発を促進する。
- キ 地震・津波を検知する観測網を整備するとともに、地震発生予測も含めた調査研究を推進する。

2 香川県内の津波高・浸水域等(第二次報告)

(1) 市町別最大津波水位(満潮位・地殻変動考慮)

	H24年8月29日公表		H24年3月31日公表
	最大津波水位(m)	平均津波水位(m)*	最大クラス(m)
高 松 市	4	3	4.5
丸 亀 市	3	3	3.2
坂 出 市	4	3	3.3
観 音 寺 市	4	4	3.5
さ ん き 市	5	3	4.6
東 か が わ 市	3	3	3.9
三 豊 市	4	4	3.8
土 庄 町	3	3	3.7
小 豆 島 町	4	3	4.0
直 島 町	3	3	3.3
宇 多 津 町	3	3	3.1
多 度 津 町	4	3	3.6

* 平均津波水位とは、市町全域での平均値である。

(2) 市町別浸水面積(最大ケース)

	H24年8月29日公表 浸水面積(ha)	H17年 県想定2連動(ha)
高 松 市	690	1,864
丸 亀 市	190	324
坂 出 市	810	1,116
観 音 寺 市	200	289
さ ん き 市	290	380
東 か が わ 市	90	83
三 豊 市	220	513
土 庄 町	60	155
小 豆 島 町	110	159
直 島 町	90	35
宇 多 津 町	10未満	29
多 度 津 町	40	252
計	2,790	5,199

* 浸水深 1cm以上

(3) 市町別最大震度(震度分布のうち最大のものの)

	H24年8月29日公表 最大クラス	H24年3月31日公表 最大クラス	H17年 県想定
高 松 市	6 強	6 強	6 強
丸 亀 市	6 強	6 強	6 弱
坂 出 市	6 強	6 強	6 弱
善 通 寺 市	6 強	6 強	6 弱
観 音 寺 市	7	7	6 弱
さ ん き 市	6 強	6 強	6 弱
東 か が わ 市	7	7	6 強
三 豊 市	7	7	6 弱
土 庄 町	6 強	6 強	6 弱
小 豆 島 町	6 強	6 強	6 弱
三 木 町	6 強	6 強	6 強
直 島 町	6 弱	6 弱	6 弱
宇 多 津 町	6 強	6 強	6 弱
綾 川 町	6 弱	6 弱	6 弱
琴 平 町	6 弱	6 弱	6 弱
多 度 津 町	6 強	6 強	6 弱
ま ん の う 町	6 強	6 強	6 弱

(4) 主な留意点について

- ① 今回推計した震度分布・津波高・浸水域は、国の広域的な防災対策の立案や応援計画等を検討するための基礎資料とすることを目的としたマクロ的な推計である。
- ② 地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分布・津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに留意する必要がある。
- ③ 今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要のある個別重要施設については、個別の設計基準等に基づいた津波の推計が必要である。

3 香川県内の被害想定(第一次報告) [四国が大きく被災するケース]

(1) 全壊および焼失棟数

	最小被害	最大被害	県想定(H17)
国 全 体	約940,000棟	約2,364,000棟	—
香 川 県	約8,100棟	約55,000棟	4,596棟
ケ ー ス	地震動(基本ケース) 津波(ケース4)	地震動(陸側ケース) 津波(ケース4)	南海地震
シ ー ン	冬季 深夜	冬季 夕方	冬季 夕方
風 速	平均風速	風速8m/s	—

(2) 死者数

	最小被害	最大被害	県想定(H17)
国 全 体	約32,000人	約226,000人	—
香 川 県	約90人	約3,500人	188人
ケ ー ス	地震動(基本ケース) 津波(ケース4)	地震動(陸側ケース) 津波(ケース4)	南海地震
シ ー ン	夏季 昼間	冬季 深夜	冬季 夕方
風 速	風速8m/s、平均風速	風速8m/s	—
避 難 開 始 時 期	避難開始率 高い	避難開始率 低い	—

(3) 主な留意点について

- ① 今回の被害想定は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の大きな地震による被害状況等を踏まえて検討してきた手法により推計を行ったものであるが、各項目の被害想定手法は必ずしも確立されたものではなく、東日本大震災の被害状況についても十分に検証できていない。今後、東日本大震災等の検証作業を進めることと併せ、被害想定手法についても不断の点検・見直しを行い、必要に応じて修正すべきものである。
- ② また、今回は、主として、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものであり、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

第3節 地震・津波防災対策目標

平成19年3月 策定
令和 7年2月 修正
(香川県地域防災計画抜粋)

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があつて、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度(令和7年1月1日現在)と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている(香川県防災対策基本条例第46条)。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」(地震防災対策特別措置法第1条の2)であり、「県の防災対策の数値目標」(香川県防災対策基本条例第46条)の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第2節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害軽減のためには、強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等
建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等(以下「窓ガラス等」という。)の落下防止等の対策を講じる必要がある。
- ・ 火災対策
建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。
- ・ 斜面崩壊対策
新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。
- ・ 液状化対策
埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。
- ・ ため池の耐震化対策
貯水量10万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。
- ・ 老朽ため池対策
ため池のほとんどが築造後200～300年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。
- ・ ライフライン、公共施設の耐震化
県民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進
津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。
- ・ 津波避難計画の作成促進
津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域毎に避難計画を作成する必要がある。
- ・ 河川・海岸堤防等の整備
「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT.P.+2.9mの津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」(令和6年3月第4回変更)に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え(食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など)、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供

の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

- ・ 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

- ・ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

- ・ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

- ・ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が、時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後5年間(令和7年度まで)で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標(数値目標または定性目標)と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

○ 住宅の耐震化率を令和7年度までに91%にする。(平成30年82%)

- ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進(土木部)

○ 家具、給湯設備、自動販売機等の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。

- ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進(危機管理総局、土木部)

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

○ 県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率を令和7年度までに33.0%にする。(令和2年度末23.9%)

- ・ 水道事業者(香川県広域水道企業団および直島町をいう。以下同じ。)による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進(政策部)

○ 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。(令和5年度末98%)

- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進(土木部)

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ(土砂災害)を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害ハザードマップの作成を支援(環境森林部、土木部)
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和7年度までに75箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備(環境森林部)
- 【土石流対策】
保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域(土石流)における砂防施設の整備率令和7年度までに24.5%にする。(令和5年度24.2%)
- 【地すべり対策】
保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域(地すべり)における地すべり防止施設を令和7年度までに1箇所整備し、9箇所にする。(令和5年度末8箇所)
- 【急傾斜地崩壊対策】
保全対象人家5戸以上を有する土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)における急傾斜地崩壊防止施設の整備率令和7年度までに29.9%にする。(令和5年度末29.7%)
- 令和7年度までに3,651箇所のため池整備(全面改修)を目指す。(令和5年度末3,583箇所)
 - ・ 老朽ため池の整備を推進(農政水産部)
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険予測図の周知(危機管理総局)

Ⅱ 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援(危機管理総局)
- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水予測図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援(危機管理総局)

◇ 河川・海岸堤防の整備

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。
 - ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅠ期計画延長に対する整備率65.7%(R2)→100%(R6)(農政水産部、土木部)

Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等(危機管理総局)
 - ・ ハザードマップ(津波、高潮、洪水、土砂災害)作成を促進(危機管理総局、土木部、環境森林部)
 - ・ 学校における防災教育を推進(危機管理総局、教育委員会)
 - ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催(危機管理総局)
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営(危機管理総局)
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数および防災情報メールの登録件数を令和7年度までに100,000件にする。(令和5年度末現在71,891件)

- ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進(危機管理総局)
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和7年度までに100%にする。(令和5年4月1日現在97.2%)
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援(危機管理総局)
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催(危機管理総局)
 - NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和7年度までに4,250人にする。(令和6年9月末現在3,946人)
 - ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成(危機管理総局)
 - ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣(危機管理総局)
 - 地区防災計画の策定カバー率を令和7年度までに60%にする。(令和5年度末44.5%)
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援(危機管理総局)
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助(危機管理総局)
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討(商工労働部)
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・ 市町による個別避難計画作成を支援(危機管理総局、健康福祉部)
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止(再掲)
 - 海岸保全設備の整備(再掲)

7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

(住民)

- 地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策(耐震補強、家具の転倒防止対策等)
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段(ラジオ等)の準備
 - ・ 最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認(指定緊急避難場所、指定避難所、連絡方法等)
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

(自主防災組織等)

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所および指定避難所・避難路・避難方法等の確認

- ・ 避難行動要支援者の把握
- ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達(主として住民へ)体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者(独り暮らし、高齢世帯、障がい者等)も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難指示の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様および要配慮者への実情に応じた指定緊急避難場所および指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
 - ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
 - ・ 救助用資機材等の整備充実
 - ・ 消防力の充実強化
 - ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【県】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施

- ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発
 - ・ 災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
 - ・ 県政出前懇談会の実施
 - ・ 住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
 - ・ 災害体験施設の提供(防災センター)
 - ・ 災害危険情報の提供(津波浸水予測図や地すべり危険箇所の公表、土砂災害警戒区域等の指定)
 - ・ 自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成
- 災害時の情報の収集・伝達(主として市町への)体制の整備
 - ・ 県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、ヘリテレ情報システム等の整備充実
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 避難対策の整備についての市町への指導・支援
 - ・ 津波避難計画策定指針の作成
 - ・ 災害時の情報伝達手段の整備支援(県防災情報システムの構築)
- 広域救助対策の整備と市町への指導・支援
 - ・ 備蓄対策の全体調整と補完備蓄
 - ・ 広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
 - ・ 警察救出救助用資機材等の整備充実
 - ・ 緊急輸送路(道路、港湾、空港等)の指定
 - ・ 関係業界・団体との協力協定
 - ・ 市町間の応援調整
 - ・ 自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 災害に備えた公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

第4節 南海トラフ地震の特徴および対応方針

(香川県地域防災計画抜粋)

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、県は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

県および市町は、県内のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居(昭和56年以前建築)の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意するものとする。

また、県、市町等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入ってこないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生(1707年宝永地震)したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例(1854年安政東海地震・安政南海地震)、約2年間の間隔をおいて発生した事例(1944年東南海地震・1946年南海地震)などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、県や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

発表時間	キーワード	キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(※1)でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く。) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域および想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲(下図)



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

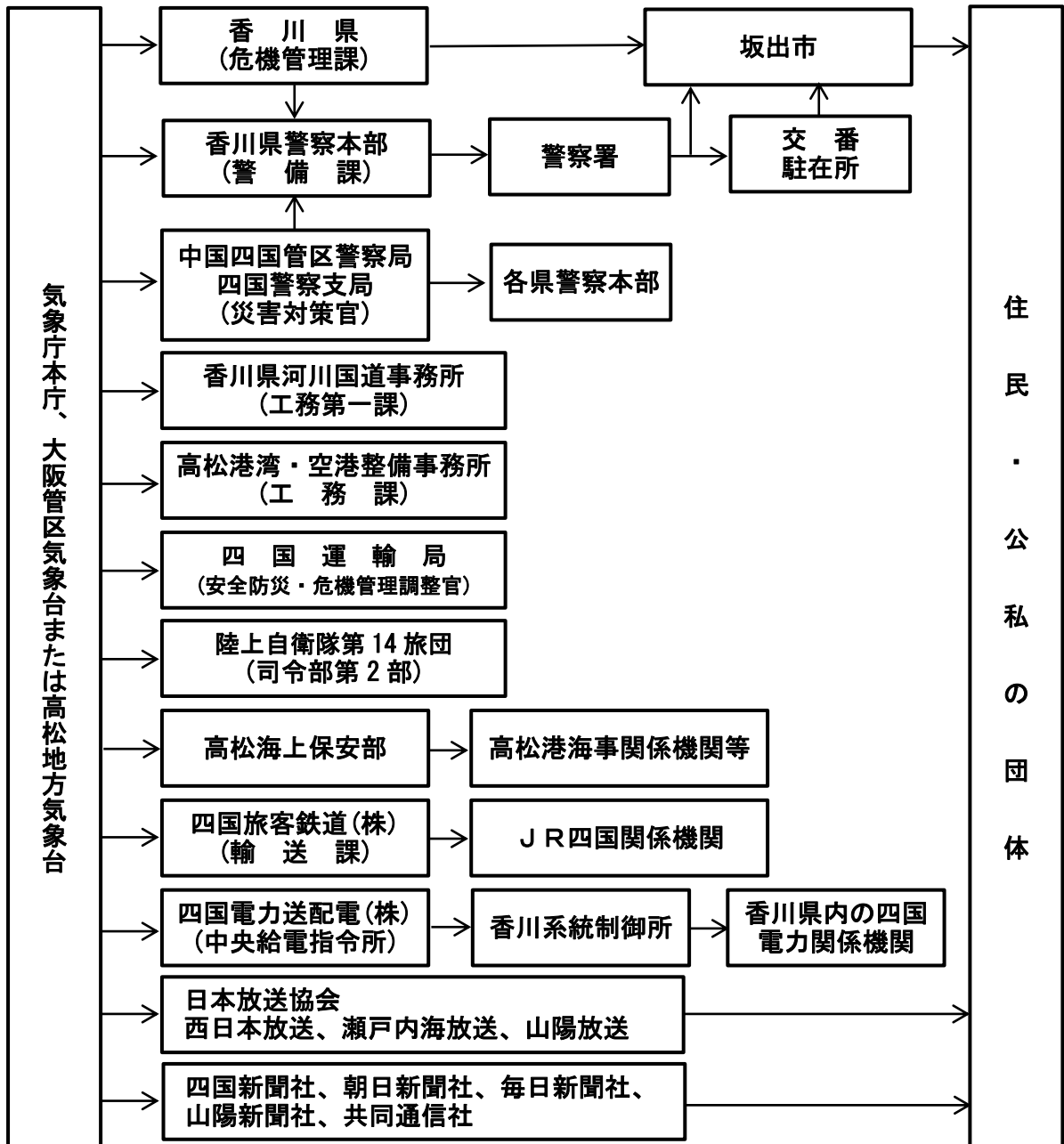
2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、市民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に市民に伝達する必要があることから、防災行政無線や防災ラジオによる放送、県防災情報システムによるメール配信、市ホームページ、SNSの活用その他、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、各部局で情報を共有し、各種情報を収集する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域およびその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 市民の防災対応

市民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など市民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してから避難では、市民の身体に危険をおよぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、市民の事前避難を検討することを基本とする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

① 日頃からの地震への備えの再確認等

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、同情報発表時に、市民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、市民に必要な対策の実施を促すものとする。

② 後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が30cm以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図において、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

1週間を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により沿岸部の市民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所または知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所または福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域および事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深30cm到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることとする。

③ 避難所の運営等

要配慮者が避難をためらうことがないように、指定避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新および個別避難計画策定の取組みを推進するものとする。

また、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、同情報発表時に、市民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、市民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火および混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集および伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪および混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集および伝達
- ・ 不法事案等の予防および取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のた

めの所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供にあたっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合および後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察および道路管理者等と調整のうえ、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上および航空

高松海上保安部および港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他施設に関する対策**(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設**

市が管理する道路、施設の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置および体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 道路管理上の措置

イ 水門および閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 学校にあっては、次に掲げる措置

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

エ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護および保護者への引継の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置**① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置を講じるものとする。**

ア 自家発電装置等による非常用電源の確保

イ 防災行政無線等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

② 県は、本市地域防災計画に定める指定避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。**③ 県は、本市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。**

(3) 工事中の建築物等に対する処置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する処置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

(香川県地域防災計画抜粋)

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

2 整備方針等

- (1) 施設等の整備にあたっては、その具体的な目標およびその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。
- (2) 当該計画の策定にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により、相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとする。

3 整備目標

◇ 施設の整備等についての目標

① 避難場所

- 市町は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震(最大クラス)の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

② 避難経路

- 県は、計画期間内での事業実施の可能性に配慮しながら、避難経路を整備するよう努める。市町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

- 県は、中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道を令和7年度までに14路線整備する。

- 市町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

④ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物

- 市町は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設

- 県は、緊急輸送を確保するために必要な道路として、令和3年度から令和7年度までの間に11路線の整備を進める。

- 県は、災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策として、令和3年度から令和7年度までの間に3箇所整備する。

- 県は、道路防災点検の結果による要対策箇所のうち、計画期間内での事業実施の可能性に配慮し、緊急性の高い箇所から整備する。

- 県は、緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設について、令和7年度までに自動起動式信号機電源付加装置を10基整備する。

- 市町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。
- ⑥ 共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設
 - 県は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を令和3年度から令和7年度までの間に6箇所整備する。市町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。
- ⑦ 津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設または津波防護施設
 - 県および市町は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。
- ⑧ 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要なもの
 - 県は、避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路または人家の地震防災上必要なものとして、治山ダム等の保安施設を令和7年度までに75箇所整備する。
 - 県は、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要なものとして、令和7年度までに、砂防設備10箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
- ⑨ 農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
 - 貯水量10万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備の早期完了を目指す。
- ⑩ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点
 - 市町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて早期に耐震化を図るよう努める。
- ⑪ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備
 - 市町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、市町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。
 - 水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水配水施設を維持するとともに、耐震化を図るよう努める。
 - 市町は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。
 - 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した非常用食糧の備蓄スペースの維持管理に努める。
- ⑫ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
 - 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した救助用資機材その他の物資の備蓄スペースの維持管理に努める。

⑬ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、および保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材

○ 県および市町は、南海トラフ地震の発生に備えて整備した応急的な措置に必要な設備や資機材の維持管理に努める。

⑭ 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

○ 県は、坂出市番の州周辺の緩衝緑地について、適切に維持管理を行う。

◇ 地震防災上改築または補強を要するものについての目標

① 公的医療機関

○ 県および市町は、公的医療機関(公的病院および公的診療所<有床>)の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

② 国および地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院または救急医療に係る高度の医療を提供している病院

○ 県および市町は、第二次救急医療機関の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

③ 社会福祉施設

○ 県および市町は、社会福祉施設の耐震化を進め、できるだけ早い時期に100%を達成できるよう、必要に応じて国庫補助制度に関する助言等を行う。

④ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

○ 県および市町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

[参考資料]

第10章 地震津波対策関係

第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

(香川県地域防災計画抜粋)

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)が、施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県および市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査(以下、この節において「基礎調査」という。)を国や市町と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの(航空レーザ測量等)として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(以下、この節において「基本指針」という。)」に基づき、津波浸水想定(津波により浸水するおそれのある土地の区域および浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表するものとする。
- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

【防災基本計画(令和4年6月修正)～抜粋～】

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先して、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上および海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段等の整備・確保等などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

- (3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により、十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、市町は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域および津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾、漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県および市はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港および下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県および市町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 市町は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。

7 海岸保全施設の整備等

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmにおよぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）および国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮および津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、災害時要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第2章

災害予防計画

第1節 津波災害予防計画

津波等の災害を防止するため、海岸保全事業の施行により海岸保全施設等の維持、整備を図るとともに、津波に対する知識の普及、津波避難体制の整備等により津波予防対策に努める。

主な実施機関：市(危機管理課、農林水産課、港湾課、消防本部、他関係部局)、県、四国地方整備局

1 海岸保全施設の整備等(農林水産課、港湾課)

本市には、瀬戸内海に面した延長約 76 kmにおよぶ海岸線があり、農林水産省(漁港、農地海岸)および国土交通省(港湾区域およびその他の海岸)がこれを所管し、市および県等がこれを管理している。

2 津波に関する知識の普及等(危機管理課)

- (1) 市および県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波警報や避難指示等の意味合いを広く啓蒙し、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- (2) 市および県は、津波の浸水が想定されている地域の住民等に対して、広報誌等を活用して、津波警戒に関する次の内容の普及を図る。
 - ① 強い地震(震度4以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに浜から離れ、津波浸水想定区域から離れた地域へ避難すること。
 - ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、ただちに浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 - ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。
 - ④ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと。
 - ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。
 - ⑥ 津波は、河川を遡上してくることがあるので、河川に近づかないこと。
 - ⑦ 津波浸水区域の建物等は、浸水等により孤立する可能性があること。また、漏電による建物火災や漂流物の火災に巻き込まれる危険があること。
 - ⑧ 水防活動の実施により避難が遅れた場合など、津波が迫っている場合は、急いで堅固な建物の2階以上や高台等の安全な場所に避難すること。

3 避難体制の整備(危機管理課、消防本部、他関係部局)

市は、「津波避難計画」を策定するとともに、避難に適切な場所、避難路を指定・整備し、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど平常時から周知を図るよう努める。特に、周囲に高台等がなく、浸水想定区域外に避難する暇が無い地域は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を一時的な避難場所に利用する。

市は、津波到達まで比較的時間の余裕があること、また浸水地域における孤立等防止のため、津波浸水想定区域外への避難を原則としており、津波避難ビルは指定していない。

また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織、自治会等地域住民の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

[参考資料]

- 第4章 防災上注意すべき区域等
- 第15章 要配慮者関係

第2節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関：市(消防本部)、消防団、県

1 出火防止、初期消火(消防本部)

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 市および県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災のおそろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市は、各家庭への住宅用火災警報器の設置、および消火器・消火バケツ等の初期消火用具が常備され、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織、自治会等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者・防災管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化(消防本部)

- (1) 市は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、消防団の装備等の整備充実および消防団の強化を積極的に進める。
- (3) 市は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備(消防本部)

- (1) 市は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水または極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽および耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

[参考資料]

第7章 消防・水防関係

第3節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難、津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所および指定避難所の指定、避難路の確保・整備、避難指示等の発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、財務課、政策課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、港湾課、都市整備課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部、市立病院、施設管理者)、消防団、県

1 指定緊急避難場所の指定、整備(危機管理課、施設管理者)

- (1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険がおよばない場所または施設を管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所に指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

指定緊急避難場所の指定にあたり、地震に伴う津波や火災に対応するため、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または災害に対して安全な構造を有する施設ならびに周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険をおよぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。

市および県は、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

市は、災害の危険がおよぶことが想定される地域や、指定緊急避難場所の所在地、避難情報の入手方法等の災害に関する情報を周知する。

指定緊急避難場所の施設管理者は、貯水槽、仮設トイレ等緊急避難の実施に必要な施設・設備等の整備を図る。

- (2) 市は、津波避難対象地域において津波到達時間、避難に要する時間等を考慮し周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等として利用できる施設について検討する。なお、緊急時に利用する津波避難ビル等については、津波浸水が予想される水位に建築物等への津波の衝突による水位上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と調整するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。なお、津波避難については、浸水想定区域外への避難を原則とする。

県は、県有施設の津波避難ビル等として利用できる施設について協力するものとする。

2 指定避難所の指定、整備(危機管理課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、施設所管課)

- (1) 市(危機管理課)は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性および地震・津波の諸元、感染症対策等を考慮して、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等公共的施設等をあらかじめその管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所として指定するものとし、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。また、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援が受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。その場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法や、他の市町からの被災者の受入れ等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。

市(危機管理課、施設所管課)は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

- (2) 市(危機管理課、施設所管課)は、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

- (3) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (4) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。
- ① 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - ② 非常用電源、ガス設備
 - ③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ④ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
 - ⑤ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- 市(危機管理課)は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、非拙速型体温計、マスク、消毒薬剤、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- なお、指定避難所を指定する際に、あわせて他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。
- (5) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (6) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (7) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (8) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所または応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

3 避難路の選定(建設課)

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう避難路等を指定・整備し、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、耐震性を有すること、避難路について十分な幅員があること、火災の延焼、津波等による浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

なお、避難路は原則として次の道路とする。

- (1) 一般国道、県道および市道
- (2) 幅員 2 m以上の道路で、市長が指定したもの

4 指定緊急避難場所等の明示(危機管理課、施設管理者)

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

市および県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難方法・避難誘導(危機管理課、消防本部)

- (1) 地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生することから、地震・津波発生時の避難については徒歩によることを原則とする。このため、市および県は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、坂出警察署と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

- (2) 市は、消防団員、警察官、市職員などの防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

6 避難指示等の発令基準等の策定(危機管理課)

- (1) 県は、香川県津波浸水予測図をもとにして、避難指示の発令に関する基本的な基準を作成し、市町に示すものとする。
- (2) 市は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示を発令する基準および伝達内容、伝達方法、避難誘導方法、指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難指示等を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。

なお、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

- (3) 市は、避難指示等を発令する際、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7 避難に関する広報(危機管理課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)

- (1) 市(危機管理課)は、指定緊急避難場所および指定避難所、避難路、避難方法、警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の 의미合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、および避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される震度、津波による浸水域・浸水高の案内板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、防災訓練等の実施、ホームページ等を通じて住民に周知徹底を図る。

また、避難生活をおくる場所として指定された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないようその違いを住民へ周知する。

- (2) 市(危機管理課)は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の避難情報については、県防災情報システムの防災アプリおよび防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロードおよびメール配信希望の登録をすよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市は、指定避難所への避難状況、各部署が入手した負傷者等の情報、市民や医療機関等から寄せられる負傷者等の情報を集約し、家族等からの安否の問い合わせに対応できる体制の整備に努める。

また、坂出市域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

- (4) 市および県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努めるものとする。

8 避難計画の策定(危機管理課、指定避難所担当課)

- (1) 市(危機管理課)は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象区域(参考資料12-10)を定めるとともに、当該地域については、重点的に自主防災組織の結成および活動促進に努めるものとする。

津波避難対象区域内の住民や学校、社会福祉施設、医療機関、保育所等の管理者等は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努めるものとする。(参考資料12-17)

- (2) 市(危機管理課)は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。
- (3) 市(危機管理課)は、津波避難対象区域(参考資料12-10)について、県の作成した基本的な基準に基づき、自主防災組織と連携しながら、シミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民への十分な周知に努める。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難、避難経路、避難指示等を行う基準や伝達方法等、指定避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定める。
- (4) 市(指定避難所担当課)は、災害が発生したまたは発生するおそれがある場合における指定避難所の運営についてあらかじめ、指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織等と

連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、県の支援を受け、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

市(危機管理課)は、自主防災組織等および関係機関と連携して、上記避難計画および行動基準を住民に周知する。

市(危機管理課)は、大規模広域災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

9 避難所運営マニュアルの作成・見直し(危機管理課、政策課、人権課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、施設所管課)

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティアおよび避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行われるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制に早期に移行することを基本とする全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを作成するとともに、訓練等の成果を踏まえ、適宜に見直しを実施するものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織等は連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

10 防災上重要な施設の避難計画(財務課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、港湾課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、市立病院)

- (1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設および社会福祉施設の管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるように備えるものとする。なお、県は、特定事業者の同計画の策定促進を図るものとする。
- (3) 鉄道事業者、航路事業者または施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港頭地帯に滞在する者の避難誘導計画等を作成するものとする。

11 要配慮者への対応(危機管理課)

市は、避難の際、特に支援が必要な者を掲載した避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得たうえで、消防機関や自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福

祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、支援者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者避難支援計画(避難に助けがいる人のための計画)を策定し、情報伝達体制、避難誘導體制の整備を図る。

また市は、避難行動要支援者避難支援計画(避難に助けがいる人のための計画)に基づき、自主防災組織等支援者の協力を得て、地域の個別避難計画を作成し、避難支援体制の確立、避難訓練の実施に努める。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

県および保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

12 帰宅困難者への対応(危機管理課、政策課、けんこう課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、文化振興課、消防本部)

市および県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、または目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

13 児童生徒への対応(こども課、教育総務課、学校教育課)

市および県は、学校・幼稚園・保育所等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

14 ホームレス等に対する対応

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておくよう努め、これを周知する。

15 孤立地域への対応(危機管理課、消防本部、消防団)

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

16 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練(危機管理課、けんこう課)

市および県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

17 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応(危機管理課、消防本部、消防団)

- (1) 市および県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。
- (2) 市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険のおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高

い地域を高齢者等事前避難対象地域(参考資料12-11)に指定し、その地域における住民の事前避難について体制を整備する。(参考資料12-18)

また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合、一定期間、後発地震に対して注意する措置をとるよう努めるものとする。

18 消防機関等の活動(消防本部、建設課、港湾課、都市整備課)

- (1) 市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合および消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ① 津波警報等の情報の的確な収集および伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 土のう等による応急浸水対策
 - ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - ⑤ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
 - ⑥ 救助・救急等
 - ⑦ 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - ⑧ 高齢者等事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
 - ⑨ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 水防施設等の管理者等は、津波からの円滑な避難の確保のために次のような措置を講じるものとする。
 - ① 所管区域内の監視、警戒および水防施設の管理者への連絡通知
 - ② 水門、閘門および防潮扉の操作または操作の準備ならびに人員の配置
 - ③ 水防資機材の点検、整備、配備

19 県が管理または運営する施設に関する避難対策

- (1) 県の庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策および「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合における管理上の措置および体制について定め、職員等に周知するものとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な箇所および実施体制を定める場合には、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等および避難情報等の入場者等への伝達

【留意事項】

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等の発表された際、とるべき防災行動および円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した保護および安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置
 - (ア) 入所者等の保護および保護者への引き継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

- (2) 災害対策本部または、その支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物その他の工作物または施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された場合、原則として工事を一時中止するものとする。

20 県による連絡調整等

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整および指導を行うものとする。

[参考資料]

- 第6章 気象関係
- 第12章 避難関係
- 第15章 要配慮者関係

第3章

災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

地震・津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市、県および防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

主な実施機関：市(全部局)、県、防災関係機関

1 市の活動組織

(1) 坂出市防災会議

市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき、坂出市防災会議条例(昭和38年条例第29号)により市長を会長として設置されており、「坂出市地域防災計画」の作成および実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事情を審議し、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

(2) 坂出市災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

市長は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に坂出市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置する。

市本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を解散する。

〈設置基準〉

ア 坂出市域で震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 坂出市域で震度5弱、5強の地震が発生し、大規模な災害が発生または発生するおそれがあるとき。

ウ 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき。

エ 南海トラフ地震(半割れケース)が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。

オ 本市に地震が発生し、相当規模の災害が発生または発生するおそれがあるとき。

カ 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

② 市本部室の設置場所

市本部室は、本庁舎本館3階中会議室2に設置する。

③ 市本部の組織

ア 本部長

本部長(市長)は、市本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長(副市長)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務部長がその職務を代理するが、総務部長にも事故あるときは、本部員の協議により代理者を選出する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
- (イ) 本部員は、教育長、技監、総務部長、出納局長、政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、議会事務局長、教育部長、消防長および市立病院事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- (ア) 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- (イ) 本部会議は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- (ウ) 本部会議には、必要に応じて、県、香川県警察本部(主に坂出警察署)、香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター、坂出海上保安署、自衛隊、四国電力送配電㈱坂出事業所、四国ガス㈱丸亀支店、西日本電信電話㈱香川支店、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター、四国旅客鉄道㈱坂出駅、日本赤十字社香川支部、坂出市医師会、坂出市社会福祉協議会、坂出市消防団その他関係機関の出席を求めることができる。
- (エ) 市議会議長および消防団長は、オブザーバーとして参加する。
- (オ) 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - a 本部の動員配備体制(切替、廃止等)に関すること。
 - b 重要な災害情報、被害情報の分析、および対策の基本方針に関すること。
 - c 本部長の住民に対する高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保に関すること。
 - d 県、他市町および防災関係機関への応援要請に関すること。
 - e 自衛隊への派遣要請に関すること。
 - f 災害対策に要する費用の処置方法に関すること。
 - g その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- (ア) 市本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局には班(総括班、情報班、対策班、広報班、動員班、総務班、受援班、部内調整班、連絡班)を置く。
- (イ) 事務局は、本庁舎3階中会議室2に設置し、各班1名以上を常駐させる。
- (ウ) 事務局各班の組織および分掌事務は別表1のとおりとする。
- (エ) 事務局長(総務部長)は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (オ) 事務局次長(危機管理課長)は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (カ) 事務局各班長は本部会議を傍聴し、会議終了後、会議にて決定した事項に即応できるよう努める。

カ 部

- (ア) 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、市本部に部(総務部、出納部、政策部、市民生活部、健康福祉部、建設経済部、議会部、教育部、消防部、病院部)を置き、各部には班を置く。
- (イ) 各部各班の組織および分掌事務は別表2のとおりとする。
- (ウ) 各部の責任者(別表2参照)は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

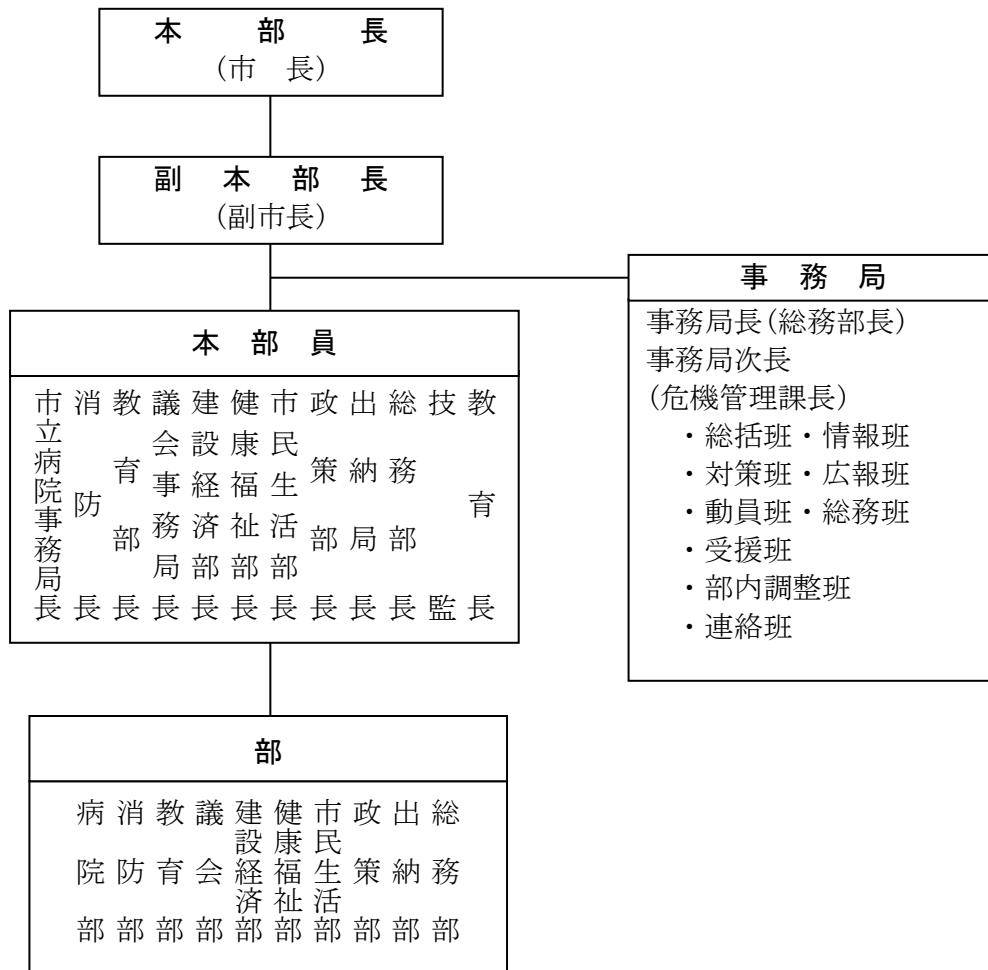
なお、責任者に事故あるときに備え、各部の責任者はその職務を代理する者をあらかじめ指名しておく。

キ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、その状況および災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて市本部事務局に報告するとともに、主管課の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ただし、災害応急対策の拠点となる各出張所における第一報(庁舎の被害状況等)については、出張所長が災害対応の初動段階に本部(情報班)に報告する。

【災害対策本部組織図】



④ 市本部の設置等の通知等

市本部を設置したときは、直ちに県危機管理課(※県災害対策本部(以下「県本部」という。))設置後は県本部室(087-832-3844~3846))、県中讃土木事務所および坂出警察署(警備課)等関係機関にその旨を通知するものとする。移動または廃止したときも同様とする。

⑤ 県および香川県広域水道企業団との連携

市本部は、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、県および香川県広域水道企業団と緊密に連携を図る。また、大規模災害の発生等により、県の現地災害対策本部または香川県広域水道企業団の現地危機対策本部が設置された場合、市本部は県および香川県広域水道企業団の現地本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ その他

市本部を設置したときは、「坂出市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(3) 現地災害対策本部

災害地において、市本部の事務の一部を行うため現地災害対策本部をおくことができる。

【別表 1】市本部事務局各班の所掌事務

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
総 括 班	危機管理課長	危 機 管 理 課	1 災害応急対策の総括・調整に関する事。 2 市本部の設置・運営に関する事。 3 本部長の命令および指示の伝達に関する事。 4 本部長への報告に関する事。 5 防災行政無線その他災害通信設備に関する事。 6 防災関係機関(国・県・自衛隊等)との連絡調整、応援・派遣要請に関する事。 7 気象情報等の収集・分析に関する事。 8 避難情報の伝達に関する事。(庁内放送、防災情報メール、エリアメール等) 9 現地対策本部の開設・運営に関する事。 10 現地対策本部との連絡、調整に関する事。
情 報 班	公民連携・DX推進課長	公 民 連 携 ・ D X 推 進 課	1 各部・各班からの災害情報の集約および収集・分析に関する事。 2 庁内LANを利用した職員への周知に関する事。 3 被災概要図の作成に関する事。
対 策 班	財 務 課 長	財 務 課	1 災害応急対策の調整に関する事。 2 災害応急対策用の物資等の調達、輸送等に関する事。 3 輸送用車両等の確保に関する事。 4 災害応急対策に関する予算の総括に関する事。 5 公用車の集中管理・運行計画に関する事。 6 災害応急対策における企業および住民に対する指示および協力要請に関する事。 7 市本部室が使用困難な場合の、代替施設・設備の確保に関する事。
広 報 班	秘書広報課長	秘 書 広 報 課	1 記者発表および報道機関への対応に関する事。 2 避難情報等の伝達に関する事。(報道機関、各地区放送設備、広報誌、ホームページ等) 3 被災者等への広報に関する事。 4 国・県等視察対応に関する事。
動 員 班	職 員 課 長	職 員 課	1 職員の非常招集および動員配備に関する事。 2 避難情報の伝達に関する事。(広報車) 3 総括班の応援に関する事。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課	1 住民からの災害情報の集約に関する事。 2 避難情報の伝達に関する事。(出張所管外の連合自治会、自主防災組織) 3 緊急時優先通行車両に関する事 4 事務局各班の応援に関する事。
受 援 班	職 員 課 長	職 員 課 財 務 課	1 人的資源の受援調整および受入れに関する事。 2 物的資源の受援調整および受入れに関する事。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
部内調整班	各 事 務 局 長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 本部会議における協議事項の記録に関すること。 2 災害応急対策活動の記録に関すること。 3 避難情報の伝達に関すること。(各出張所) 4 総括班の応援に関すること。
連 絡 班		本部連絡員 総務部以外 の各部1名	1 本部員・事務局と各部・各班との連絡調整に関すること。 2 災害対応策が複数班にわたる場合の対応策の立案に関すること。 3 各部の災害対応状況の収集に関すること。

【別表2】各部各班の所掌事務
各部共通

部(班)	責任者	分 掌 事 務
各 部 局	各 部 局 長	1 本部事務局との連絡調整に関すること。 2 部内職員の動員計画および安否確認に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 4 被害情報の収集および報告に関すること。 5 所管する業務(施設)の防災対策に関すること。 6 所管する業務(施設)の被害状況調査および応急対策に関すること。 7 所管する業務(施設)の復旧に関すること。 8 指定緊急避難場所の開設および運営管理の協力に関すること。 9 本部の特命事項に関すること。 10 応援職員等の受入れおよび業務統制に関すること。 11 他部の応援協力に関すること。

総務部(責任者：総務部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
危機管理班	危機管理課長	危 機 管 理 課	1 事務局総括班の業務。 2 自主防災組織に関すること。 3 要配慮者対策のとりまとめに関すること。 4 防災行政無線に関すること。 5 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画に関すること。 6 空き家に関すること。 7 災害時の防犯に関すること。
財 務 班	財 務 課 長	財 務 課	1 事務局対策班の業務。 2 災害時の市有財産の保全に関すること。 3 災害対応職員の休憩室・仮眠室の確保に関すること。 4 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画の応援に関すること。 6 空き家に関する現場対応の応援に関すること。 7 他機関の応援派遣部隊の集結地、臨時離着陸場等必要な施設および活動用資機材の確保に関すること。 8 災害の応急費・復旧費等災害関係の予算および財政措置に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
職 員 班	職 員 課 長	職 員 課	1 事務局動員班・受援班の業務。 2 職員の健康管理・厚生に関すること。 3 被災した職員に関すること。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課	1 事務局総務班の業務。 2 自治会および地域コミュニティに関すること。 3 出張所の統括に関すること。 4 財務班の応援に関すること。
部内調整班	各 事 務 局 長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 事務局部内調整班の業務。 2 各種相談に関すること。(公聴活動) 3 総務部内の連絡調整に関すること。
出張所班	各 出 張 所 長	林 田 出 張 所 加 茂 出 張 所 府 中 出 張 所 川 津 出 張 所 松 山 出 張 所 王 越 出 張 所 与 島 出 張 所	1 管内の被害状況のとりまとめに関すること。 2 事務局情報班への情報提供・連絡に関すること。 3 避難情報の伝達に関すること。(管内連合自治会長、管内自主防災組織等) 4 管内の住民への災害情報の提供に関すること。 5 管内の関係団体との連絡調整に関すること。 6 管内の防災拠点としての施設・設備の整備に関すること。 7 各種相談に関すること。(公聴活動)

出納部(責任者：出納局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
出 納 班	出 納 局 次 長	出 納 局	1 災害時における出納事務に関すること。 2 総務部の応援に関すること。

政策部(責任者：政策部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
秘書広報班	秘書広報課長	秘 書 広 報 課	1 事務局広報班の業務。 2 災害時の渉外事務に関すること。 3 外国人の防災対策・災害対応に関すること。 4 被災した外国人の援護に関すること。 5 市長、副市長の行動予定に関すること。
政 策 班	政 策 課 長	政 策 課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 島しょ部の避難者の誘導および安全確保に関すること。 5 島しょ部の情報収集および伝達等に関すること。 6 島しょ部の災害応急措置に関すること。 7 瀬戸大橋の利用に関すること。 8 公共交通機関の復旧に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
公民連携・D X推進班	公 民 連 携 ・ D X 推 進 課 長	公 民 連 携 ・ D X 推 進 課	1 事務局情報班の業務。 2 所管する情報システムおよび庁内LANの防災対策・災害対応に関すること。

市民生活部(責任者：市民生活部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
税 務 班	税 務 課 長	税 務 課	1 災害に伴う市税の減免等に関すること。 2 窓口業務の継続に関すること。 3 被災(罹災)証明に関すること。 4 現地調査、被災世帯一覧・被災箇所図の作成等に関すること。 5 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画の応援に関すること。 6 空き家に関する現場対応の応援に関すること。
市 民 班	市 民 課 長	市 民 課	1 食料等の確保に関すること。 2 職員の給食に関すること。 3 安否情報の集約、報告(市本部および安否情報伝達システム)、問い合わせへの対応に関すること。 4 外国人の人数、所在の把握に関すること 5 窓口業務の継続に関すること。
人 権 班	人 権 課 長	人 権 課	1 市民生活部内の連絡調整に関すること。 2 担当指定緊急避難場所の開設・運営に関すること。 3 担当指定緊急避難場所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 4 担当指定緊急避難場所での避難者への災害情報提供に関すること。
生活環境班	生活環境課長	生 活 環 境 課	1 災害ごみおよびし尿の収集・処理に関すること。 2 環境衛生に関すること。 3 河川・海岸・大気等汚染の調査および対策に関すること。 4 財務班との連携による資機材等の運搬に関すること。 5 災害ごみ等が処理可能範囲を超えた場合の、他市町村への協力依頼に関すること。 6 遺体の安置・火葬に関すること。 7 仮設トイレの確保に関すること。

健康福祉部(責任者：健康福祉部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
けんこう班	けんこう課長	けんこう課	1 要配慮者利用施設(病院、診療所等)への避難情報の伝達に関すること。 2 要配慮者(妊産婦・新生児等)の避難所の確保に関すること。(福祉避難所) 3 要配慮者利用施設の被害状況調査に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			(病院、診療所等) 4 要配慮者(妊産婦・新生児等)の防災対策に関する事 と。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第4号 (医療および助産)、9号(埋葬)に基づく被災者支援に関 すること。 6 医療救護計画に関する事。 7 坂出市医師会への協力要請・連絡に関する事。 8 医療用物資の保管・調達・配給に関する事。 9 医療機関の被害および復旧状況の調査に関する事。 10 医療機関からの安否情報の収集および伝達(市民班) に関する事。 11 救護病院の指定に関する事。 12 応急救護所の設置・運営に関する事。 13 医療救護班の編成・派遣に関する事。 14 防疫に関する事。 15 保健・食品の衛生確保に関する事。 16 被災者の健康・栄養指導に関する事。 17 被災者の応急手当・精神的ケアに関する事。 18 埋葬に関する事。 19 窓口業務の継続に関する事。 20 飼育動物の保護に関する事。 21 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の福祉施設 との連絡調整に関する事。
ふくし班	ふくし課長	ふ く し 課	1 市全体の避難状況等の集約と報告に関する事。 (情報班へ報告) 2 要配慮者利用施設(障がい者施設)への避難情報の伝 達に関する事。 3 要配慮者(障がい者)の避難所の確保に関する事。 (福祉避難所) 4 要配慮者(障がい者)の防災対策に関する事。 5 要配慮者利用施設の被害状況調査に関する事。 (障がい者施設) 6 災害救助法第4条第1項第1号(避難所および応急仮設 住宅の供与)、同法施行令第2条第1号(死体の捜索および 処理)に基づく被災者支援に関する事。 (応急仮設住宅の建設工事を除く。建設班と連携) 7 災害救助法第4条第1項第2号(炊き出しその他による 食品の給与および飲料水の供給)、3号(被服、寝具その 他生活必需品の給与または貸与)に基づく被災者支援に 関すること。(市民班、こども班、かいご班と連携) 8 義援金等の受付および配分に関する事。 9 災害弔慰金等の支給および災害援護資金の貸付に関 すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			10 日本赤十字社、日赤奉仕団への協力依頼・連絡に関する こと。 11 窓口業務の継続に関する こと。 12 被災者への障がい福祉サービスの提供に関する こと。 13 行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づく身元不明 死亡者の業務に関する こと。 14 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用 に関する こと。 15 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の障がい者 福祉施設との連絡調整に関する こと。
こども班	こども課長	こども課	1 要配慮者利用施設(保育所・幼稚園・認定こども園)へ の避難情報の伝達に関する こと。 2 要配慮者(児童)の防災対策に関する こと。 3 要配慮者利用施設(保育所・幼稚園・認定こども園)の 被害状況調査に関する こと。 4 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関 する こと。 5 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収 集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市 民班)に関する こと。 6 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災 害情報提供に関する こと。 7 救援物資の調達・受付・受入れ・配分に関する こと。 8 窓口業務の継続に関する こと。 9 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の福祉施設 との連絡調整に関する こと。
かいご班	かいご課長	かいご課	1 要配慮者利用施設(高齢者施設)への避難情報の伝達 に関する こと。 2 要配慮者利用(高齢者施設)の被害状況の調査に関す る こと。 3 要配慮者利用(要介護認定者)の福祉避難所(二次避難 所)の確保に関する こと。 4 要配慮者(要介護認定者)の防災対策に関する こと。 5 災害救助法第4条第1項第2号(炊き出しその他による 食品の給与および飲料水の供給)、3号(被服、寝具その 他生活必需品の給与または貸与)に基づく被災者支援に 関する こと。(ふくし班と連携) 6 避難所への食料・救援物資の配送に関する こと。 7 窓口業務の継続に関する こと。 8 災害ボランティアの受け入れに関する こと。 (坂出市社会福祉協議会と連携) 9 協定に基づき福祉避難所を開設場合の高齢者福 祉施設との連絡調整に関する こと。

建設経済部(責任者：建設経済部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
産業観光班	産業観光課長	産 業 観 光 課	1 商工業関係団体との連絡調整および協力要請に関すること。 2 商工業関係団体の被害状況調査および応急対策に関すること。 3 観光施設・観光客等の被害状況調査および応急対策、観光・旅行関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業・観光施設の復旧に関すること。 5 中小企業に対する復旧資金の斡旋および助成に関すること。 6 建設経済部各班の応援に関すること。
農林水産班	農林水産課長	農 林 水 産 課	1 農地、農業用施設および漁業施設の防災対策に関すること。 2 雨量、水位等の情報収集に関すること。 3 排水施設の管理・運営に関すること。 4 ため池等の防災対策・災害対応に関すること。 5 農業施設、農地、農作物等の被害状況調査および応急対策に関すること。 6 漁業施設、水産物等の被害状況調査および応急対策に関すること。 7 山林関係の被害状況調査および応急対策に関すること。 8 家畜等の被害状況調査、応急対策および防疫に関すること。 9 農業・漁業関係団体との連絡・調整に関すること。 10 農林漁家に対する被災支援に関すること。 11 農林水産施設等の復旧に関すること。
建 設 班	建 設 課 長	建 設 課	1 道路、橋梁等の被害状況調査および応急対策に関すること。 2 河川、土砂災害危険地域等の被害状況調査および応急対策に関すること。 3 雨量・水位等の情報収集に関すること。 4 危険箇所の巡回に関すること。 5 排水施設の管理運営に関すること。 6 被災建築物の調査(被災宅地危険度判定等)に関すること。 7 市営住宅の住民の安全確保に関すること。 8 緊急輸送路等緊急輸送機能の確保に関すること。 9 避難路の確保に関すること。 10 障害物の除去に関すること。 11 道路標識等の保全に関すること。 12 公営住宅への一時入居に関すること。 13 被災住宅の応急修理に関すること。 14 災害救助法第4条第1項第1号(避難所および応急仮設

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			住宅の供与)、6号(被災した住宅の応急修理)、同法施行令第2条第2号(土石、竹木等の除去)に基づく被災者支援に関すること。 15 住宅確保に係る関係機関との連絡調整および入居相談に関すること。 16 被災建築物の災害復旧、融資制度等の住民からの相談に関すること。
港湾班	港湾課長	港 湾 課	1 潮位の監視に関すること。 2 港湾・漁港・海岸施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 3 港湾を利用した緊急物資集積場所確保に関すること。 4 排水施設の管理・運営に関すること。 5 沿岸環境監視船「しらみね」による災害対応に関すること。 6 建設経済部各班の応援に関すること。
都市整備班	都市整備課長	都 市 整 備 課	1 減災のための都市計画の策定に関すること。 2 住民の避難場所の確保に関すること。(公園) 3 避難路の確保に関すること。 4 都市施設(公園等)の防災対策に関すること。 5 災害後の復旧・復興計画の取りまとめ・実施に関すること。 6 応急給水拠点の設置・運営に関すること 7 公共下水道の防災対策に関すること。 8 市街地の排水対策に関すること。 9 排水施設の管理運営に関すること。 10 公共下水道施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 11 建設経済部各班の応援に関すること。
部内調整班	農業委員会事務局長	農 業 委 員 会 事 務 局	1 農林水産班の応援に関すること。 2 建設経済部内の連絡調整に関すること。

議会部(責任者:議会事務局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
議 会 班	議会事務局長	議 会 事 務 局	1 市議会議員からの情報収集に関すること。 2 市議会議員への情報伝達に関すること。 3 総務部各班への応援に関すること。

教育部(責任者:教育部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
教育総務班	教育総務課長	教 育 総 務 課	1 教育委員会各班事務の統制調整に関すること。 2 放課後児童クラブ利用児童の避難および救護に関すること。
学校教育班	学校教育課長	学 校 教 育 課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 被災市立学校、児童生徒等の教育対策に関すること。 5 児童生徒等の被害状況の調査に関すること。 6 被災児童生徒等の避難および救護に関すること。 7 児童生徒等の保健管理に関すること。 8 災害救助法第4条第1項第8号(学用品の給与)に基づく被災者支援に関すること。
生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 教育部各班の応援に関すること。
文化振興班	文化振興課長	文化振興課	1 文化財の防災対策に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 4 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 5 文化財の被害状況調査および応急対策に関すること。 6 文化財の復旧に関すること。 7 教育部各班の応援に関すること。

消防部(責任者：消防長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
庶務班	庶務課長	庶務課	1 消防関係施設の防災対策に関すること。 2 消防団との連絡・調整に関すること。 3 消防関係施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 4 土のうの調達・配備に関すること。 5 他市町村との消防相互応援協定に関すること。 6 災害対応消防職団員の健康管理に関すること。 7 消防救急自動車の配備に関すること。 8 消防用無線・通信設備の整備に関すること。 9 消防関係施設の復旧に関すること。 10 部内各班との連絡調整に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
予 防 班	予 防 課 長	予 防 課	1 市本部、坂出警察署、坂出海上保安署、ライフライン各社等関係機関との連絡・調整に関する事。こと。 2 災害危険場所の巡視警戒に関する事。こと。 3 危険物製造・取扱者等の防災指導等に関する事。こと。 4 市水防計画の作成に関する事。こと。 5 危険物施設の被害状況調査および応急対策に関する事。こと。 6 水防資機材の整備に関する事。こと。 7 緊急消防援助隊の派遣・受入に関する事。こと。 8 災害の調査に関する事。こと。 9 平常時の防災・防火広報に関する事。こと。
情報指令班	情報指令課長	情 報 指 令 課	1 気象観測、気象情報の受領および伝達に関する事。こと。 2 災害情報等の受領および伝達に関する事。こと。
消防署班	消 防 署 長	消 防 署	1 水防・消防の現場活動に関する事。こと。 2 救急・救助活動に関する事。こと。 3 避難情報等の広報に関する事。こと。 4 水・火災、地震その他災害の警戒および防御活動に関する事。こと。 5 自主防災組織、消防団の訓練に関する事。こと。 6 災害救助法第4条第1項第5号(被災者の救出)、同法施行令第2条第1号(死体の捜索および処理)に基づく被災者支援に関する事。こと。 7 災害による行方不明者の捜索に関する事。こと。 8 消防用無線・通信設備の整備に関する事。こと。

病院部(責任者：市立病院事務局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
病 院 班	副 院 長 事 務 局 長	診 療 部 各 科 庶 務 課 医 事 課	1 市立病院の防災対策に関する事。こと。 2 医療救護班の編成・派遣に関する事。こと。 3 応急救護所の設置・運営に関する事。こと。 4 協力医療機関との連絡調整に関する事。こと。 5 市立病院の被害状況調査および応急対策に関する事。こと。 6 市立病院内での安否情報の収集および伝達に関する事。こと。 7 遺体の処理に関する事。こと。 8 災害救助法第4条第1項第4号(医療および助産)、同法施行令第2条第1号(死体の処理)に基づく被災者支援に関する事。こと。 9 医療用物資の保管・調達・配給・備蓄に関する事。こと。

2 市の動員配備体制

地震・津波災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、市本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	配 置 基 準	配 備 所 属
第1次配備	・坂出市域で震度4の地震が発生したとき。	・部局長 ・課長 ・危機管理課全職員 ・産業観光課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課の各課長指名職員 ・出先機関管理者
	・香川県に津波注意報が発表されたとき(水防本部)。	・本部長(市長)・副本部長(副市長) ・部局長 ・課長 ・危機管理課全職員 ・各課の課長指名職員 ・出先機関管理者
第2次配備 ※災害対策本部体制	・坂出市域で震度5弱または5強の地震が発生したとき。 ・香川県に津波警報が発表されたとき。 ・南海トラフ地震(半割れケース)が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。	・本部長(市長)・副本部長(副市長) ・本部員(部局長) ・班長(課長) ・事務局全職員 ・各班の班長指名職員 ・出先機関管理者
第3次配備 ※災害対策本部体制	・坂出市域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・香川県に大津波警報が発表されたとき。	・本部長(市長) ・副本部長(副市長) ・職員全員

(2) 動員体制の確立

- ① 市本部各部の責任者(部局長)に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画(所管する出先機関を含む。)を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、市本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、市内で震度4以上の地震が発生したとき、または津波注意報・警報が発表されたときは、庁内放送により当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話または移動系防災行政無線により各部局長に伝達し、各部局長は、所轄所属長に伝達する。各所属長は、危機管理課からの情報または報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 市内で震度4以上の地震が発生した場合または香川県に津波注意報・津波警報が発表された場合、消防本部は、その内容を直ちに守衛室に連絡し、消防長を除く各部局長および職員課長、危機管理課長に電話にて情報を伝達する。各部局長は所轄各所属長等に伝達し、各所属長は、電話によりあらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。

イ 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により市内の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に登庁する。また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

なお、第3次配備に該当した場合は、「坂出市地震発生時非常参集マニュアル」（参考資料10-2）に則って全職員が登庁する。

ウ 登庁する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に登庁できない職員は、本庁または所属する部の出先機関に、そこも困難であれば最寄りの出先機関に登庁するものとする。この場合、職員は各自の所属に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長・管理者の指示に従い災害応急対策に従事する。

なお、第3次配備に該当した場合は、「坂出市地震発生時非常参集マニュアル」（参考資料10-2）に定められた参集場所に参集する。

③ 市本部設置時における動員

市本部各部の動員は、動員班から各部長を通じ、所轄各班長へ、各班長から指定職員へ連絡するものとする。また、市本部事務局各班の動員は、動員班から直接各班長に行うものとし、各班長から指定職員へ連絡する。

動員を行った場合、各部長、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、動員班を通じて市本部事務局長（総務部長）に報告する。

④ 津波警報・大津波警報発表時の参集場所

本庁舎および合同庁舎は、津波浸水想定区域内にあるが、地震発生から津波到達まで2時間以上猶予があるため、発災から2時間以内に参集できる職員は、本庁舎へ参集する。発災から2時間以上参集にかかる職員は、坂出中学校および白峰中学校のうち、早く参集できる場所に参集する。また津波の状況をラジオ・テレビ等で収集するとともに、市本部と連絡体制を確保する。警報が解除された場合、本庁舎に参集する。

(4) 市本部の代替施設

本庁舎および合同庁舎が被災し、本部機能を維持できない場合の市本部の代替施設は、第1候補を坂出中学校、第2候補を白峰中学校とする。

3 情報収集・連絡体制

市は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に地震災害が発生しまたは発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により、災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、県や市から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

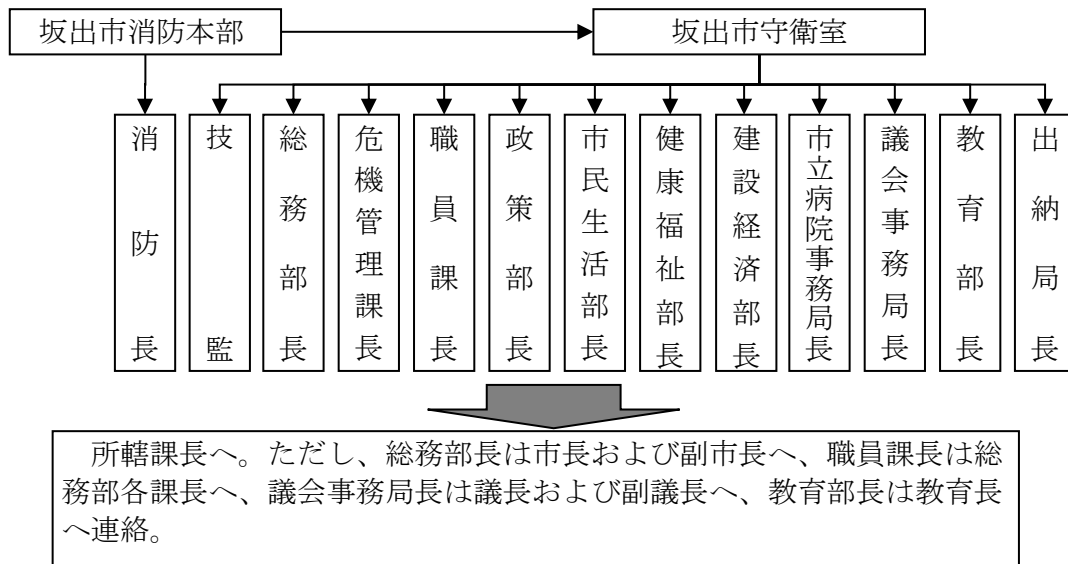
[参考資料]

第1章 条例・要綱等

第6章 気象関係

第10章 地震・津波対策関係

【警報等発表時の伝達系統図(休日・夜間用)】



第2節 地震、津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報および地震、津波に関する情報等を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関：市(危機管理課、秘書広報課、職員課、総務課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、他関係部局)、消防団、県、坂出警察署、高松地方気象台

1 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報(警報)は最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上がまたは長周期地震動階級3以上が予想された地域(香川県東部、香川県西部)に対し、気象庁本庁が発表する警報である。震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに緊急地震速報(予報)を発表する。

気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会(NHK)に伝達される。またテレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、県や市町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信した時の適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、市防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まず自身の身を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。この解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁および大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

① 発表基準

ア 県内で震度1以上を観測したとき。

イ その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 地震情報の種類、発表基準および内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表時、若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表する。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

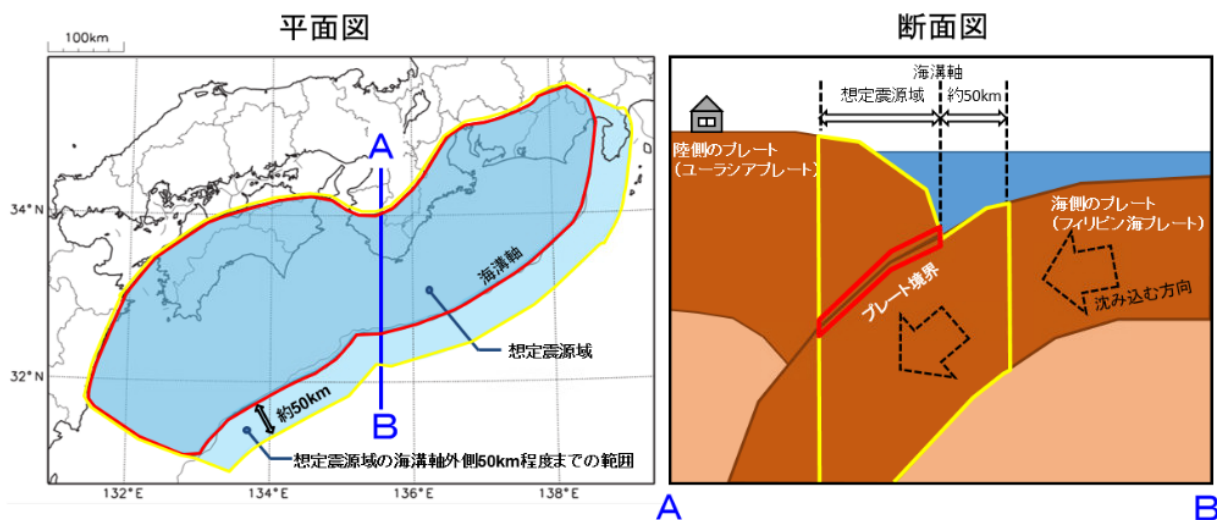
③ 南海トラフ地震に関する情報(気象庁ホームページから)

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※6}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く。) - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合



想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013))のプレート境界部(図中赤枠部)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部)

- ※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3：気象庁および静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

- ※5：ひずみ観測において捉えられる従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や同じような場所であっても変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

- ※6：断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

④ 地震情報で用いる香川県の地域名

地 域 名	対 象 市 郡 名
香川県東部 (カガワノトナリ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡(小豆島町、土庄町)、木田郡(三木町)、香川郡(直島町)
香川県西部 (カガワノセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡(綾川町、宇多津町)、仲多度郡(まんのう町、琴平町、多度津町)

⑤ 地震情報で用いる坂出市内の震度観測点

名 称	所 在 地	所 属
坂出市王越町	坂出市王越町木沢字北山1901-34	気象庁
坂出市久米町	坂出市久米町1-18-20(坂出市教育会館)	地方公共団体

(3) 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度4以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき、または関係者の依頼があり、特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 大津波警報、津波警報、津波注意報および津波に関する情報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

高松気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁本庁および大阪管区気象台が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という。)を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに確定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が一つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

② 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(標記しない)

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波警報等の種類と想定される被害ととるべき行動

津波警報等の種類	想定される被害ととるべき行動
大津波警報	・巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
津波警報	・標高の低い所では津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
津波注意報	・海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船が転覆する。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。 ・注意報が解除されるまで、海に入ったり海岸に近付いたりしない。

④ 津波警報等発表・解除時の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

ウ 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁および大阪管区気象台が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料および状況を付加して発表することがある。

① 発表基準

ア 香川県に津波警報・注意報が発表されたとき。

イ その他津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	・香川県津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 ・XML電文では、「津波警報・津波注意報・津波予報」(VTSE41)に含まれる。 ・この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	・主な地点(高松検潮所、与島検潮所および多度津検潮所)における満潮時刻や津波の到達予想時刻
津波観測に関する情報	・沿岸(高松検潮所、与島検潮所および多度津検潮所)で観測した津波の時刻や高さ等を発表する。 ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合の津波観測に関する情報	・沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ(津波予報区単位) ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

③ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

④ 沖合で観測された津波の最大派(観測値および沿岸での推定値(※))の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	すべての場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【津波情報の留意事項等】

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

ア 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

イ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

ア 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから、最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

イ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

ア 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

イ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

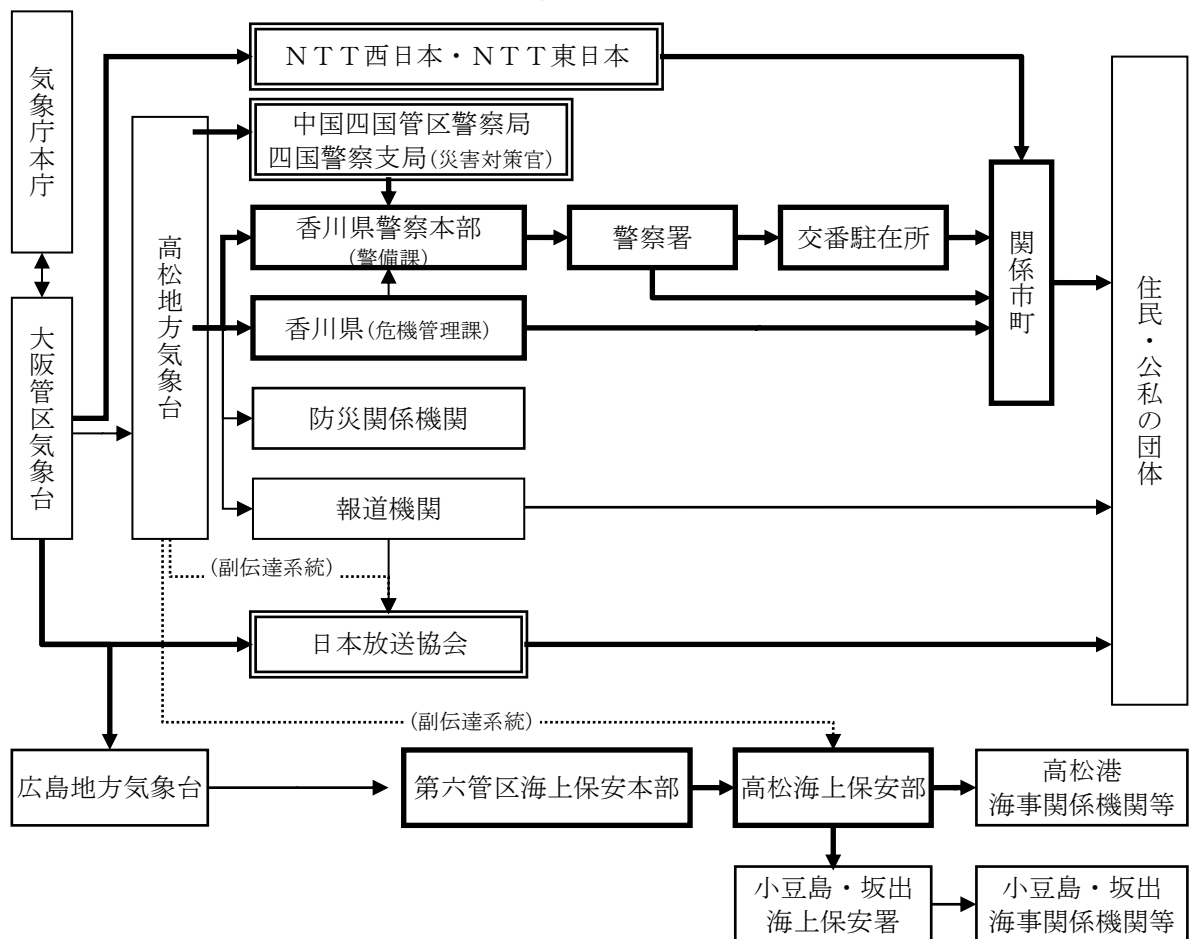
<津波情報で用いる津波観測点>

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所在地	所属
高松(高松検潮所)	高松市北浜町103-1地先	気象庁
坂出市与島港(与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港(多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

(4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、または関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

<津波警報等の伝達系統図>



- 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 NTT 西日本、NTT 東日本へは、警報の発表および介助だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、香川河川国道事務所、高松港湾空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第 14 旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)(中央給電指令所)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
- 5 は、伝達中枢である。

3 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は、震度情報ネットワークシステムにより、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等および地震(「南海トラフ地震臨時情報」を含む。)、津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、ただちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

4 関係機関の伝達

- (1) 警察本部は、津波警報・注意報、地震(「南海トラフ地震臨時情報」を含む。)および津波に関する情報の通報を受けたときは、ただちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 坂出海上保安署(高松海上保安部)は、津波警報・注意報、地震(「南海トラフ地震臨時情報」を含む。)および津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安本部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、ただちに無線電話および他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

5 住民等への伝達等(危機管理課、職員課、総務課、秘書広報課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部)

- (1) 県は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)を活用し、周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、防災情報メールやホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により、住民に対する情報提供を行う。

- (2) 市は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して市防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災情報メール、緊急速報メール配信、Lアラート、広報車、コミュニティFM、ホームページ、X、LINE、自治会・自主防災組織への連絡、各地区所有放送設備(島しょ部、王越町)等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、ただちに、住民、漁港、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

また、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、市防災行政無線、防災情報メール、広報車、ホームページ、ツイッター、自治会・自主防災組織への連絡、各地区所有放送設備(島しょ部、王越町)等を活用し、周知するとともに、発表内容に応じた対応の指示等を行う。

この際、南海トラフ地震(半割れケース)時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定されるため、「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するには、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要である。

なお、広報車による広報は、津波情報(第二報)において発表される与島港への津波到達予想時間の30分前迄に終了し、安全な場所に退避する。

- (3) 高松地方気象台は、海外で大規模噴火が発生した場合や大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知する。

6 異常現象発見者の通報義務等(危機管理課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、他関係部局)

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市または警察、もしくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた警察または坂出海上保安署は、その旨を速やかに市町に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台およびその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

[参考資料]

第6章 気象関係

第12章 避難関係

第3節 消防活動計画

地震・津波発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体および財産を守るため、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関：市(消防本部)、消防団、県、坂出海上保安署

1 市の活動(消防本部)

- (1) 市は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接に連絡をとりながら次の事項に留意し消防活動を行う。
 - ① 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所・避難路を確保する消防活動を優先する。
 - ② 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ④ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ⑤ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 市は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町または消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (2) 県は、市町において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察本部、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、関係市町に連絡する。
- (3) 県は、市町から応援要請を求められたときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- (4) 県は、市町からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町への応援指示を行うものとする。
- (5) 県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備および流通在庫の把握を行うものとする。

3 坂出海上保安署の活動

坂出海上保安署は、海上で船舶火災または流出油、津波流出物等の火災が発生したときは、速やかに消火活動を行う。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、消防機関と連携し消火活動を行う。

4 住民等の活動

- (1) 住民、事業所等は、自らの生命および財産を守るため、ガス器具、石油ストーブ等は対震自動消火装置付きの機器の使用に努める。熱湯等により火傷をする危険があるため、無理な火気の遮断はせず、揺れが収まってから遮断する。また避難の際には、電気のブレーカーを落とす、ガスの元栓を閉める等により、通電火災等の予防に努める。
- (2) 自主防災組織、自治会等地域住民、自衛消防組織等は、延焼による被害拡大を防ぐため、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4節 避難計画

地震・津波災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、職員課、総務課、政策課、秘書広報課、市民課、人権課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部、他関係部局 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、消防団、県、坂出警察署、坂出海上保安署、自衛隊

1 避難指示等の実施(危機管理課)

地震・津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の指示等を行う。

また、香川県に大津波警報・津波警報または津波注意報が発表された場合は、市本部の決定を待たず、自動的に避難の指示を行う。

避難指示が発令された場合の避難行動は、居住者等は危険な場所から「立退き避難」を開始する。避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあるとき、自宅・施設等における上階への避難(垂直避難)や高層階に留まる(待避)ことその他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保」という。)を自らの判断で行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

市は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(市は県に報告)
	知事			災害の発生により、市長が全部または大部分の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、市長が指示できないと認めるときまたは市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(市に通知)

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	知事、その命を受けた県の職員または水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に通知)
	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼす等のおそれがある災害時等において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難指示等の内容および周知(危機管理課、職員課、総務課、政策課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部)

(1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の周知を行う。また、放送局、警察、自主防災組織、自治会などの協力を得て周知徹底を図るものとする。

- ① 警戒レベル(津波は使用しない。)
- ② 避難を必要とする理由
- ③ 避難の対象となる地域(参考資料12-10)
- ④ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
- ⑤ 避難経路
- ⑥ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

(2) 市が高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保を発令する際は、同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信(エリアメール等)、Lアラート(災害情報共有システム)への配信、コミュニティFM、ホームページ、X、LINE等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

(3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。

なお、事態が急迫している場合または県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行うものとする。

- (4) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が一斉通報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)等を活用し、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の情報を配信するものとする。
- (5) 市は、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 住民は、市が高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保を発令したときは、速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導(危機管理課、財務課、総務課、消防本部、他関係部局)

- (1) 市は、警察等防災関係機関、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自治会、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等要配慮者に対する避難支援や出張者、旅行者に対する避難誘導等について、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、地震発生直後は、市、消防等防災組織による避難誘導の実施が不可能な場合もあるため、住民等は自らの判断で避難する。

消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (2) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (4) 県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人ならびに運送すべき場所および期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行う。

- (1) 津波が予想されるときは、一刻も早く、津波浸水想定区域外にある指定緊急避難場所や公園、空き地等安全な場所へ避難する。この場合、想定よりも大きな津波が来る場合に備え、さらに安全な場所への避難が可能な場所へ避難する。救出活動等により時間がなくなった場合は鉄筋コンクリート造り等の堅牢な建物の3階以上に避難する。
- (2) 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難経路を通り避難場所へ避難する。
- (3) 高齢者、障がい者など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、可能な限り自主防災組織・自治会単位の集団で避難する。

- (4) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できる限り利用しない。また、自転車等も道路の損壊等によって危険な場合があるので、できる限り利用しない。

5 指定緊急避難場所の開設(危機管理課、政策課、人権課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、地震・津波が発生し、または発生のおそれがある場合に、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保に従い、身の安全を確保するための指定緊急避難場所を開設する。
なお、災害の原因となる異常な現象による危険がおよばないと思われる指定緊急避難場所を開設する。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開設したときは、速やかに住民等に開設した指定緊急避難場所名等を周知するとともに、避難者を誘導し保護する。また、開設の日時、場所および期間、収容人員等を県に報告する。
- (3) 災害の状況により、指定緊急避難場所に危険がおよぶと見込まれる場合は、指定緊急避難場所を閉鎖し、避難者を安全な場所へ避難誘導するものとする。

6 指定避難所の開設(危機管理課、政策課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、地震・津波が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 地震または津波により現に被害を受け、または受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。
また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
- (3) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (4) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (5) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、旅館やホテル等の借り上げ、仮設物等を設置等による避難所の確保に努める。
なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (6) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (7) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (8) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民等に開設した指定避難所名等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
また、直ちに開設の日時、場所および期間、収容人員等を県に報告する。
- (9) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (10) 県は、県が管理する施設を指定避難所として開設する際に協力するとともに、避難にあたり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。
- (11) 住民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、津波による浸水想定区域外に開設されている指定避難所等で、避難を継続するよう努めるものとする。

7 指定避難所等の運営(危機管理課、財務課、政策課、市民課、人権課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、自治会等地域住民、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて運営を行う。また、市と避難者との役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練等を通じ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 市は、避難者の協力を得て負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握および指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会等地域住民等、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる

よう努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (7) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 市および県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (9) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、市は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (10) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (11) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (12) 市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- (13) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (14) 市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

8 指定避難所外避難者等への配慮(危機管理課、財務課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図れるよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための

拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

県は、市町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

9 広域避難(危機管理課、財務課、ふくし課、他関係部局)

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所および指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 市、県および運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (6) 市、県および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

10 広域一時滞在(危機管理課、財務課、ふくし課、他関係部局)

- (1) 市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、香川県内の他の市町への受け入れについて当該市町に直接協議し、香川県外の市町村への受け入れについては県に対して当該市町村の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町から協議を求められた場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は市町が大規模な被災により、災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市町に代わって行い、また、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。

[参考資料]

第12章 避難関係

第15章 要配慮者関係

坂出市地域防災計画(地震・津波対策編)
令和 7 年 2 月修正

発 行：坂出市防災会議

事務局：坂出市総務部危機管理課

所在地 762-8601 坂出市室町二丁目 3 番 5 号

電 話 0 8 7 7 - 4 4 - 5 0 2 3

F A X 0 8 7 7 - 4 4 - 5 0 3 2

メー ル kikikanri@city.sakaide.lg.jp